

令和 3 年 9 月 3 日

会員の皆様

桃井第三小学校 PTA
会長 有川 潤

PTA 規約一部改正（案）の公表について

日頃より PTA 活動にご理解・ご協力いただき、ありがとうございます。

5 月定期総会及び PTA 通信で周知しております通り、PTA 規約の一部改正につきまして下記の通り取りまとめましたので公表いたします。

1. 改正の概要

新型コロナウイルス感染症対策により従来の方法による PTA 定期総会開催が困難のため、出席方法を令和 2 年度 7 月臨時総会以降の方法に変更いたします。

2. 主な改正内容

PTA 定期総会の出席方法は来校出席、オンライン会議システムによる出席、議決権行使書提出、委任状出席といたします。詳細は裏面を参照願います。

3. 施行期日等

令和 3 年度 3 月定期総会（令和 4 年 3 月 10 日（木）開催予定）で提案し、承認された場合は同日付の適用を予定しています。

本件につきましてご意見がございましたら、令和 3 年 9 月 30 日（木）までに、下記の QR コードより提出をお願いいたします。



なお、ご意見の提出は任意です。頂いたご意見は取りまとめ後、公表する予定です。

以 上

PTA 規約 一部改正（案） 新旧対照表

改 正 案	現 行	備 考
<p>第 4 章 会議</p> <p>第 14 条</p> <p>総会は会員の 3 分の 1 以上の出席（電磁的方法による出席を含む。）をもって成立する。この場合において、議決権行使書の提出（電磁的方法による提出を含む。）は出席とみなす。ただし委任状は出席とみなすも、議決には加えない。</p>	<p>第 4 章 会議</p> <p>第 14 条</p> <p>総会は会員の 3 分の 1 以上の出席をもって成立する。この場合委任状は出席とみなすも、議決には加えない。</p>	<p>第 14 条：総会の出席は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 来校出席 ● 電磁的方法（zoom などのオンライン会議システム）による出席 ● 議決権行使書による出席 ● 委任状による出席 <p>とする。</p> <p>また議決権行使書の提出方法は</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 用紙提出 ● 電磁的方法（google フォームなどのアンケートシステム）による提出 <p>とする。</p>